

第 3 回区議会定例会提出案件概要

(条例関係)

議案番号	件 名	概 要												
第 67 号議案	新宿区公益保護のための通報に関する条例の一部を改正する条例	公益通報者保護法の改正に伴い、引用条項を改める。 [施行日] 令和 8 年 12 月 1 日												
第 68 号議案	新宿区立しんじゅく多文化共生プラザ条例の一部を改正する条例	新宿区立しんじゅく多文化共生プラザの移転に伴い、所要の改正を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>現 行</th><th>移 転 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>位置</td><td>東京都新宿区歌舞伎町二丁目 44 番 1 号</td><td>東京都新宿区四谷三栄町 10 番 16 号</td></tr> <tr> <td>利用時間</td><td>午前9時から午後9時まで</td><td>午前9時から午後5時まで</td></tr> <tr> <td>休館日</td><td>(1) 毎月の第 2 水曜日及び第 4 水曜日 (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日</td><td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (前号に掲げる日を除く。)</td></tr> </tbody> </table> [施行日] 令和 9 年 4 月 5 日		現 行	移 転 後	位置	東京都新宿区歌舞伎町二丁目 44 番 1 号	東京都新宿区四谷三栄町 10 番 16 号	利用時間	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	休館日	(1) 毎月の第 2 水曜日及び第 4 水曜日 (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (前号に掲げる日を除く。)
	現 行	移 転 後												
位置	東京都新宿区歌舞伎町二丁目 44 番 1 号	東京都新宿区四谷三栄町 10 番 16 号												
利用時間	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで												
休館日	(1) 毎月の第 2 水曜日及び第 4 水曜日 (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (前号に掲げる日を除く。)												
第 69 号議案	新宿区乳児等通園支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例	特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準 (国告示) の適用等を踏まえ、区が実施する乳児等通園支援事業の利用者の属する世帯が生活困窮家庭等である場合の利用料は、区長が別に定めることとする。 [施行日] 公布の日												
第 70 号議案	新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び新宿区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めている内閣府令の改正等に伴い、児童対象性暴力等の防止等に係る措置を新たに定める。 [施行日] 令和 8 年 12 月 25 日												
第 71 号議案	新宿区景観まちづくり条例の一部を改正する条例	景観法の改正により、都市再生特別措置法に基づく特定固有魅力形成建築物の増築等の届出がされたときは、併せて景観法に基づく増築等の届出がされたものとみなす規定が追加されたこと等に伴い、引用条項を改める。 [施行日] 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日												

(条例関係)

議案番号	件名	概要																		
第72号議案	新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	区立学校医等の公務災害補償額の算定基礎としている都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正に合わせ、次のとおり介護補償の額及び葬祭補償の額を改定する。																		
		(1) 介護補償の額																		
		<table><tr><th colspan="2">対象</th><th>現行</th><th>改定後</th></tr><tr><td rowspan="2">常時介護を要する者</td><td>最高限度額</td><td>186,050 円</td><td>改定なし</td></tr><tr><td>最低保障額</td><td>85,490 円</td><td>90,790 円</td></tr><tr><td rowspan="2">随時介護を要する者</td><td>最高限度額</td><td>92,980 円</td><td>改定なし</td></tr><tr><td>最低保障額</td><td>42,700 円</td><td>45,400 円</td></tr></table>	対象		現行	改定後	常時介護を要する者	最高限度額	186,050 円	改定なし	最低保障額	85,490 円	90,790 円	随時介護を要する者	最高限度額	92,980 円	改定なし	最低保障額	42,700 円	45,400 円
		対象		現行	改定後															
		常時介護を要する者	最高限度額	186,050 円	改定なし															
最低保障額	85,490 円		90,790 円																	
随時介護を要する者	最高限度額	92,980 円	改定なし																	
	最低保障額	42,700 円	45,400 円																	
(2) 葬祭補償の額																				
31 万 5,000 円 + 補償基礎額×30 ⇒ 33 万円 + 補償基礎額×30 [施行日] 令和 8 年 11 月 1 日																				

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 73 号議案	E S C O事業による新宿区立防災センター外 11 施設照明 L E D 化工事等委託契約	E S C O事業による新宿区立防災センター外 11 施設照明 L E D 化工事等施行のため、次のとおり工事等委託契約を締結する。

E S C O事業による新宿区立防災センター外 11 施設照明 L E D 化工事等委託契約

1	工 事 概 要	省エネルギーに関する包括的なサービス（調査、設計、施工、その後の省エネルギー効果の検証や助言、効果保証等）を提供する E S C O 事業により、新宿区立防災センター外 11 施設の照明の L E D 化工事等を行う。
2	工 事 場 所	東京都新宿区市谷仲之町 2 番 42 号 外 5 か所
3	契 約 月 日	仮契約 令和 8 年 7 月 31 日（金） 本契約 議決日の翌日
4	契 約 期 間	本契約締結日の翌日から令和 15 年 2 月 28 日まで
5	契 約 の 方 法	制限付一般競争入札
6	契 約 金 額	2 億 2,990 万円
7	契約の相手方	東京都品川区二葉二丁目 9 番 15 号 東京ガスリノベーション株式会社 代表取締役 高橋 稔 資本金 1 億円

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 74 号議案	E S C O事業による新宿区四谷特別出張所外 6 施設照明 L E D 化工事等委託契約	E S C O事業による新宿区四谷特別出張所外 6 施設照明 L E D 化工事等施行のため、次のとおり工事等委託契約を締結する。

E S C O事業による新宿区四谷特別出張所外 6 施設照明 L E D 化工事等委託契約

1	工 事 概 要	省エネルギーに関する包括的なサービス（調査、設計、施工、その後の省エネルギー効果の検証や助言、効果保証等）を提供する E S C O 事業により、新宿区四谷特別出張所外 6 施設の照明の L E D 化工事等を行う。
2	工 事 場 所	東京都新宿区内藤町 87 番地 外 2 か所
3	契 約 月 日	仮契約 令和 8 年 7 月 31 日（金） 本契約 議決日の翌日
4	契 約 期 間	本契約締結日の翌日から令和 15 年 2 月 28 日まで
5	契 約 の 方 法	制限付一般競争入札
6	契 約 金 額	2 億 5,702 万 6,000 円
7	契約の相手方	東京都新宿区新宿六丁目 7 番 6 号 東邦電気工事株式会社 代表取締役社長 豊岡 良至 資本金 4,000 万円

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 75 号議案	E S C O事業による新宿区大久保特別出張所外 10 施設照明 L E D化工事等委託契約	E S C O事業による新宿区大久保特別出張所外 10 施設照明 L E D化工事等施行のため、次のとおり工事等委託契約を締結する。

E S C O事業による新宿区大久保特別出張所外 10 施設照明 L E D化工事等委託契約

1	工 事 概 要	省エネルギーに関する包括的なサービス（調査、設計、施工、その後の省エネルギー効果の検証や助言、効果保証等）を提供する E S C O事業により、新宿区大久保特別出張所外 10 施設の照明の L E D化工事等を行う。
2	工 事 場 所	東京都新宿区大久保二丁目 12 番 7 号 外 5 か所
3	契 約 月 日	仮契約 令和 8 年 7 月 31 日（金） 本契約 議決日の翌日
4	契 約 期 間	本契約締結日の翌日から令和 15 年 2 月 28 日まで
5	契 約 の 方 法	制限付一般競争入札
6	契 約 金 額	2 億 7,610 万円
7	契約の相手方	東京都新宿区百人町二丁目 24 番 10 号 日東電工株式会社 代表取締役 本間 正明 資本金 2,000 万円

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 76 号議案	道路改良工事（江戸川橋通り第Ⅱ期）請負契約	道路改良工事（江戸川橋通り第Ⅱ期）施行のため、次のとおり請負契約を締結する。

道路改良工事（江戸川橋通り第Ⅱ期）請負契約

1	工 事 概 要	(1) 土工 一式 (2) 仮設工 一式 (3) 排水施設工 一式 (4) 街築工 一式 (5) 舗装工 一式 (6) 交通安全施設工 一式 (7) 下水道施設工 一式
2	工 事 場 所	東京都新宿区天神町 63 番地先から文京区関口一丁目 21 番先まで
3	契 約 月 日	仮契約 令和 8 年 8 月 21 日（金） 本契約 議決日の翌日
4	工 期	本契約締結日の翌日から令和 10 年 12 月 13 日まで
5	契 約 の 方 法	制限付一般競争入札
6	契 約 金 額	4 億 6,970 万円
7	契約の相手方	東京都新宿区新宿一丁目 14 番 5 号 常盤工業株式会社 東京支店 執行役員支店長 福岳 雄一郎 資本金 1 億円

(議決案件関係)

議案番号	件名	概要
第 77 号議案	イントラネットシステム及び情報システム統合基盤に係るマイクロソフト社ソフトウェアライセンスの買入れについて	現行イントラネットシステム及び情報システム統合基盤を引き続き運用するため、次のとおりマイクロソフト社ソフトウェアライセンスを買い入れる。

イントラネットシステム及び情報システム統合基盤に係るマイクロソフト社ソフトウェアライセンスの買入れについて

1	概要	<u>現行イントラネットシステム用クラウド M365、パソコン OS ライセンス</u> (1) M365 E3 Original Sub Gov Per User 4,382 ライセンス <u>現行イントラネットシステム用セキュリティライセンス</u> (2) Defender Suite Sub Gov Per User 4,422 ライセンス <u>現行イントラネットシステム用共有メール BOX 用ライセンス</u> (3) Exchange Online P1 Sub Gov Per User 795 ライセンス <u>現行イントラネットシステム用共有メール BOX バックアップ用ライセンス</u> (4) EOA Exchange Online Sub Gov Per User 795 ライセンス <u>現行イントラネットシステム用共有メール BOX 用セキュリティライセンス</u> (5) Defender 0365 P2 Sub Gov Per User 795 ライセンス <u>現行イントラネットシステム Server 用ウイルス対策ライセンス</u> (6) Defender Endpoint Server Sub 95 ライセンス <u>現行イントラネットシステムクラウド検証用ライセンス</u> (7) M365 E5 ShrdSvr ALNG SubsVL MVL Gov PerUsr (Original) 15 ライセンス <u>現行イントラネットシステムパソコン用 Office ライセンス</u> (8) Office Professional Plus ALng LSA 197 ライセンス <u>現行イントラネットシステム用 Azure 利用ライセンス</u> (9) Azure prepayment 1,540 ライセンス <u>現行イントラネットシステム用 Azure 技術問合せ用サポートライセンス</u> (10) Azure Standard Support 1 ライセンス <u>現行イントラネットシステム職員ポータル用ライセンス</u> (11) SQL Server Standard Core ALng LSA 2L 13 ライセンス <u>区民意見 FAQ 用 CRM ライセンス</u> (12) D365 Team Members Sub Per User 4,185 ライセンス (13) D365 Customer Service Sub Per User 10 ライセンス <u>区民意見 FAQ 用 CRM 管理者用ライセンス</u> (14) Power BI Pro Sub Gov Per User 10 ライセンス <u>区民意見 FAQ 用 CRM 外部 WEB ページ用ライセンス</u> (15) Power Pages Anonymous Users T1 Sub (500User/Site/Mo) 195 ライセンス <u>旧イントラネットシステム Server 監視用ライセンス</u> (16) CIS Suite DataCenter Core ALng LSA 2L 148 ライセンス (17) CIS Suite Standard Core ALng LSA 2L 40 ライセンス <u>区公式ホームページ環境用 Azure 利用ライセンス</u> (18) Azure prepayment 100 ライセンス <u>区公式ホームページ環境用 Azure 技術問合せ用サポートライセンス</u> (19) Azure Standard Support 1 ライセンス <u>Server ライセンス及び SystemCenter ライセンス</u> (20) CIS Suite DataCenter Core ALng LSA 2L 210 ライセンス <u>SQL ライセンス</u> (21) SQL Server Enterprise Core ALng LSA 2L 25 ライセンス
---	----	--

(議決案件関係)

2	納 入 場 所	新宿区指定の場所
3	契 約 月 日	仮契約 令和8年8月19日(水) 本契約 議決日の翌日
4	納 期	本契約締結日の翌日から令和8年12月28日まで
5	契 約 の 方 法	指名競争入札
6	買 入 金 額	5億7,062万7,369円
7	契 約 の 相 手 方	東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号 株式会社大塚商会 LA事業部公共グループ グループ長 浅井 秀雄 資本金 103億7,485万1,000円

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
第 78 号議案	権利の放棄について	次のとおり遺贈により生じた権利を放棄する。 (1) 放棄する権利 遺贈者の有する財産について遺贈を受ける権利 (2) 遺贈者 A（住所地：東京都新宿区） (3) 遺言の主たる内容 グラフィック・デザイン博物館として活用することを条件に、遺贈者の有する不動産を区に遺贈する。 (4) 放棄する理由 遺贈の対象となる不動産について、遺贈者の遺志に応じて活用することが困難であるため
第 79 号議案	損害賠償の額の決定について	自動車事故による損害賠償の額を、次のとおり決定する。 (1) 相手方 A（住所地：東京都稲城市） (2) 事故の概要 令和7年6月28日午前9時48分頃、清掃車両にて首都高速道路を走行中、2台前の車両が無理な車線変更をするため急ブレーキをかけたことから、1台前の車両が急ブレーキをかけて停車した。清掃車両も急ブレーキをかけたが間に合わず、1台前の車両と接触したものである。 (3) 損害賠償額 216万8,065円
第 80 号議案	訴えの提起について	建物明渡し等の請求に関する訴えを、次のとおり提起する。 (1) 訴訟当事者 原告 新宿区 被告 A（特定住宅使用者）、B（連帯保証人） (2) 事件及び訴えの要旨 ア Aは、令和6年10月から特定住宅の使用許可を受け、居住を開始した。 イ Bは、使用許可日における当該住宅の使用料の3か月分を限度として、Aが当該住宅の使用により生じた一切の債務の履行に関し、連帯して保証する旨約した。 ウ Aは、入居当時から使用料等を滞納し、A及びBに対する区の督促及び催告並びに納付交渉により一部納付はあったものの、令和6年12月分から使用料等を一切納付しなくなり、滞納が累積していった。 エ そのため、区は、令和7年9月19日に法律事務所へ債権の回収を委託したが、A及びBから法律事務所に何らの連絡もなかった。 オ 令和8年3月16日に法律事務所からA及びBに再督促状（最後通牒）を送付したが、その期日までに納付及び連絡はなかった。 また、Bは住民票取得により新住所が判明したため、

(議決案件関係)

議案番号	件 名	概 要
		同年 4 月 24 日に督促状を再送し、B から法律事務所に一度連絡があったものの、その後音信不通となった。 カ したがって、区は、同年 6 月 19 日に使用許可を取り消すとともに、当該住宅の明渡しを請求した。 キ しかし、A は同年 7 月 10 日を期限とする指定期日までに明渡しを行わず、また、使用料等の納付も行わないまま今日に至っている。 ク よって、区は、A に対し、当該住宅の明渡しを求めるほか、A 及び B に対し、使用料等の滞納分 (285 万 9,100 円) 及び明渡し日までの損害金の支払並びに仮執行の宣言を求める訴えを提起する。 (3) 訴訟遂行の方針 本件訴訟において必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。